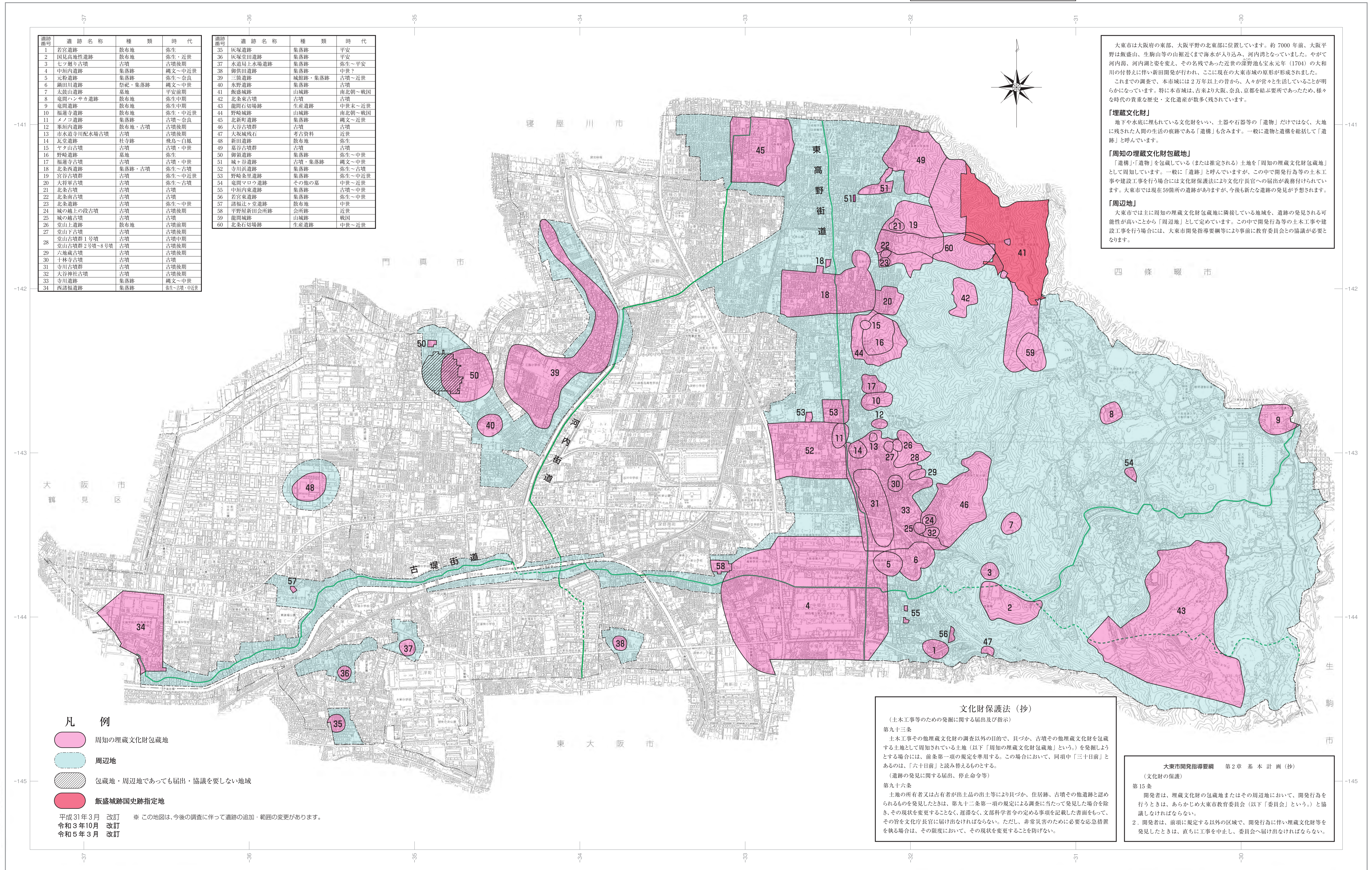


1 : 10,000

# 大東市埋蔵文化財分布図

大東市埋蔵文化財分布図



遺跡番号	遺跡名称	種類	時代
1	若宮遺跡	散布地	弥生
2	国見高地性遺跡	散布地	弥生・近世
3	七ツ廻り古墳	古墳	古墳後期
4	中垣遺跡	集落跡	縄文・中世
5	元粉遺跡	集落跡	弥生・奈良
6	餅田川遺跡	祭祀・集落跡	縄文・中世
7	太阪山遺跡	墓地	平安前期
8	竜間ヶ丘サカ遺跡	散布地	弥生中期
9	竜間遺跡	散布地	弥生中期
10	福源寺遺跡	散布地	弥生・中世
11	メノコ遺跡	集落跡	古墳・奈良
12	塚垣内遺跡	散布地・古墳	古墳後期
13	市来寺川配水場古墳	古墳	古墳後期
14	瓦堂遺跡	社寺跡	飛鳥・白鳳
15	ヤタ山古墳	古墳	古墳・中世
16	野崎遺跡	墓地	弥生
17	福源寺古墳	古墳	古墳・中世
18	北条西遺跡	集落跡・古墳	弥生・古墳
19	宮谷古墳群	古墳	弥生・中世
20	大野軍古墳	古墳	弥生・古墳
21	北条南遺跡	古墳	古墳
22	北条南古墳	古墳	古墳
23	北条東遺跡	古墳	弥生・中世
24	城の上の段古墳	古墳	古墳後期
25	城の麓古墳	古墳	古墳後期
26	堂山遺跡	散布地	古墳前期
27	堂山古墳	古墳	古墳後期
28	堂山古墳群1号墳	古墳	古墳中期
29	堂山古墳群2号墳-8号墳	古墳	古墳後期
30	六地蔵古墳	古墳	古墳後期
31	寺川古墳群	古墳	古墳後期
32	大谷神社古墳	古墳	古墳後期
33	寺川遺跡	集落跡	縄文・中世
34	西諸福遺跡	集落跡	弥生・古墳・中世
35	灰塚遺跡	集落跡	平安
36	灰塚堂山遺跡	集落跡	平安
37	永道橋上水場遺跡	集落跡	弥生・平安
38	御供田遺跡	集落跡	中世?
39	三箇遺跡	城跡跡・集落跡	古墳・近世
40	水野遺跡	集落跡	古墳
41	灰塚城跡	山城跡	南北朝～戦国
42	北条東古墳	古墳	古墳
43	龍間石切場跡	生産遺跡	中世末～近世
44	野崎城跡	山城跡	南北朝～戦国
45	北新町遺跡	集落跡	縄文・近世
46	大谷古墳群	古墳	古墳
47	大塚城残石	考古資料	近世
48	新田遺跡	散布地	弥生
49	壱谷古墳群	古墳	古墳
50	御領遺跡	集落跡	弥生・中世
51	城ヶ谷遺跡	古墳・集落跡	縄文・中世
52	寺川浜遺跡	集落跡	弥生・古墳
53	野崎堂山遺跡	集落跡	弥生・中世
54	壱間マロウ遺跡	その他の跡	中世～近世
55	中垣内東遺跡	集落跡	古墳・中世
56	若宮東遺跡	集落跡	弥生・中世
57	諸福辻・堂遺跡	散布地	中世
58	野崎堂山会所跡	名跡	戦国
59	龍間城跡	山城跡	戦国
60	北条石切場跡	生産遺跡	中世～近世

大東市は大阪府の東部、大阪平野の北東部に位置しています。約7000年前、大阪平野は飯盛山、生駒山等の山裾近くまで海水が入り込み、河内湾となっていました。やがて河内湾、河内湖と姿を変え、その名残であった近世の沼澤地も宝永元年(1704)の大河川の付替えに伴い新田開発が行われ、ここに現在の大東市域の原形が形成されました。これまでの調査で、本市域には2万年以上の昔から、人々が暮らして生活していることが明らかになっています。特に本市域は、古来より大阪、奈良、京都を結ぶ要所であったため、様々な時代の貴重な歴史・文化遺産が数多く残されています。

**「埋蔵文化財」**  
地下や水底に埋もれている文化財をいい、土器や石器等の「遺物」だけでなく、大地に残された人間の生活の痕跡である「遺跡」も含まれます。一般に遺物と遺跡を総括して「遺跡」と呼んでいます。

**「周知の埋蔵文化財包蔵地」**  
「遺構」「遺物」を包蔵している(または推定される)土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」として周知しています。一般に「遺跡」と呼んでいますが、この中で開発行為等の土木工事や建設工事を行う場合には文化財保護法により文化庁長官への届出が義務付けられています。大東市では現在59箇所の遺跡がありますが、今後も新たな遺跡の発見が予想されます。

**「周辺地」**  
大東市では主に周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接している地域を、遺跡の発見される可能性が高いことから「周辺地」として定めています。この中で開発行為等の土木工事や建設工事を行う場合には、大東市開発指導要綱等により事前に教育委員会との協議が必要となります。

**文化財保護法(抄)**  
(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)  
第九十三条  
土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。  
(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)  
第九十六条  
土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを附けない。

**大東市開発指導要綱 第2章 基本計画(抄)**  
(文化財の保護)  
第15条  
開発者は、埋蔵文化財の包蔵地またはその周辺地において、開発行為を行うときは、あらかじめ大東市教育委員会(以下「委員会」という。)と協議しなければならない。  
2. 開発者は、前項に規定する以外の区域で、開発行為に伴い埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止し、委員会へ届け出なければならない。

- 凡 例**
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
  - 周辺地
  - 包蔵地・周辺地であっても届出・協議を要しない地域
  - 飯盛城跡国史跡指定地

平成31年3月 改訂 ※ この地図は、今後の調査に伴って遺跡の追加・範囲の変更があります。  
令和3年10月 改訂  
令和5年3月 改訂

本図は平成23年3月修正の大東市1:2,500都市計画基本図を平成23年3月に縮小編集したものである。  
底図の大東市は、平成23年1月31日に承認を得て、大東市デジタルマッピング地図形を編集して作成したものである。

1 : 10,000

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ座標系  
投影変換はメルカトル正角等積投影法による  
図面に使用している座標値は、座標変換後の座標値(メートル単位)であり、座標変換前の座標値(メートル単位)ではない。  
等高線の間隔は10メートル

「この測量成果は、国土建設計画課及び助産者を併せて測量所の測量成果を使用し作成したものである。  
(測量業法)第22条第2項第4号」

計画機関 大東市  
作業機関 株式会社かんこう

株式会社かんこう調製